

收第 三四一號
昭和拾九年五月六日

長野原町長

各區長殿 記
野犬撲殺及畜犬整理二閑スル件

近時縣下各地ニ狂犬類出沒シ人畜ヲ咬傷セシメタル事件頻々トアリ
斯クテハ狂犬病予防治安確保上由々シキ問題ナルヲ以テ今般内政
部長通牒ニ基キ全縣下一齊ニ實施致スコトニ相成候條左記御
配慮ノ上御多忙中御迷惑乍ラ本目的達成ニ格段ノ御配慮相
成度

取第一三四一號
昭和拾九年五月六日

長野原町長

各区長殿

野犬撲殺及畜犬整理二閑スル件

近時縣下各地ニ狂犬ノ類出沒シ人畜ヲ咬傷セシメタル事件頻々トアリ
斯クテハ狂犬病予防治安確保上由々シキ問題ナルヲ以テ今般内政

部長通牒ニ基キ全縣下一齊ニ實施致スコトニ相成候條左記御
配慮ノ上御多忙中御迷惑乍ラ本目的達成ニ格段ノ御配慮相
成度

記

一、畜犬トハ鑑札アル犬ヲ、野犬トハ其ノ他ノ犬ヲ謂フ

一、畜犬ノ責任ヲ明カニスルノ要アルヲ以テ畜犬タルト野犬タルト問ハズ本月十日
マデニ犬現在届ヲ提出セシムルコト(別紙様式)

一、右届出ヲ為サシムル際ニ野犬(鑑札ナキ犬)飼養主ニ対シテモ猶大等真ニ必要止ムヲ得ザルモノノ外右
處置ニ応セシムル如ク勧奨セラレ度

一、獵犬ニシテ鑑札ナキモノハ速ニ届出ヲナシ鑑札ノ交付ヲ受クルコト
◎撲殺ヲ行フ日時及場所牽付ノ区域左ノ通り

五月八日午前八時ヨリ午後三時マデ於大津町立屠場

五月九日右

会於應桑種馬所 應桑

一、獵犬ニシテ鑑札ナキモノハ速ニ届出ヲナシ鑑札ノ交付ヲ受クルコト
◎撲殺ヲ行フ日時及場所牽付ノ区域左ノ通り

五月九日右 同

川原畑・川原湯・横壁・林・長野原・大津・羽根尾・古森・与喜屋
於應桑種馬所 應桑

26 飼い犬の供出2

昭和19年(1944)

県内で野犬にかまれてけがをする事件が多く発生
きょうけんびょうよほうちあんかくほ
していることから、狂犬病予防と治安確保を目的として、
かんさつ 狂犬病 りょうけん ちくけん かんさつ
野犬(鑑札のない犬)と獵犬以外の畜犬(鑑札のある犬)を集めて処分することを各区長に伝えています。